

平成 3 1 年第 1 回定例会（2 月議会）
予算及び付託議案審査関係資料（当初関係）

平成 3 1 年 2 月 1 4 日

企 画 振 興 部

【予算関係】

総 合 政 策 課	県民読書環境整備事業について	・ ・ ・	1
被災者受入支援室	東日本大震災による県内避難者への支援について	・ ・ ・	3
市 町 村 課	県・市町村協働の地域づくり推進事業について	・ ・ ・	6
	県議会議員選挙費について	・ ・ ・	7
	参議院議員選挙費について	・ ・ ・	8
情 報 企 画 課	一人 1 台パソコン整備事業について	・ ・ ・	9
	秋田 I C T 戦略事業について	・ ・ ・	1 0
	自治体クラウド推進事業について（新規）	・ ・ ・	1 2
調 査 統 計 課	平成 3 1 年度に実施する主な統計調査について	・ ・ ・	1 3
国 際 課	在外県人会活動支援事業について	・ ・ ・	1 6
	大連市交流推進事業について（新規）	・ ・ ・	1 7
	外国人支援ネットワーク構築事業について	・ ・ ・	1 8

【議案関係】

市 町 村 課	「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第 6 3 号）	・ ・ ・	1 9
---------	--	-------	-----

県民読書環境整備事業について

総合政策課

1 事業目的

県民の読書活動の一層の推進を図るため、第2次秋田県読書活動推進基本計画に基づき、県民が読書に親しみやすい環境づくりを推進する。

2 事業内容

(1) 地域読書活動推進事業

家庭における読書の習慣づけや、県民の身近な所で読書に親しむことができる環境づくりを図るため、次の事業を実施する。

- ① 県民寄贈の絵本等を再利用した「読んだッチ・リレー文庫」の配置
- ② 小学1年生への「家族で読書おすすめ50選」パンフレットの配布
- ③ 店舗や病院などの身近な施設に図書コーナーを設置する市町村への助成（読書活動推進パートナー支援事業）
 - ・補助率 県10／10
 - ・上限額 1市町村につき150千円
- ④ 秋田県読書活動推進連絡協議会の開催

(2) 県民読書の日啓発事業

11月1日の「県民読書の日」を中心に、県民が読書に親しむ気運を高めるため、秋田を舞台とした文学作品を募集するほか、読書をテーマとしたイベントを開催する。

- ① 「第6回ふるさと秋田文学賞」の作品募集・受賞作品集の刊行
- ② 「ふるさとの文学と読書のつどい2019」の開催
 - ・開催時期 平成31年10月下旬
 - ・開催地 秋田市

(3) 読書の魅力発信事業（新規）

県民、とりわけ若い世代の読書意欲を喚起するため、書店経営者や著名人等の協力を得て、読書の魅力を発信する。

- ① 県内で話題性のある取組をしている書店やブックカフェの経営者等の取材・SNSによる情報発信
- ② 若者に訴求力のある著名人が読書の魅力について語る動画の制作・SNSによる情報発信

3 予算額

7, 446千円（~~寄~~200千円、~~諸~~5千円、 $\ominus$ 7, 241千円）

~~寄~~：企業版ふるさと納税寄附金

（1）地域読書活動推進事業 3, 864千円

賃金等（読書活動支援員1名）	2, 096千円
役務費、旅費等	118千円
負担金補助及び交付金	1, 650千円

（2）県民読書の日啓発事業 3, 071千円

報償費、旅費等	3, 071千円
---------	----------

（3）読書の魅力発信事業 511千円

委託料等	511千円
------	-------

東日本大震災による県内避難者への支援について

被災者受入支援室

1 事業目的

県内で避難生活を継続する避難者が、安心して日常生活を送ることができるよう、孤立防止や心身のケア、コミュニティ形成に対し支援するなど、避難者それぞれの生活再建のステージに応じたきめ細かな支援を行う。

2 事業内容

(1) 被災者用民間賃貸住宅借上事業

被災者に応急仮設住宅を提供する。

- ・借上件数 11件
- ・家賃上限額 6万円

(2) 東日本大震災避難者支援事業

① 震災避難者訪問等支援事業

避難者への戸別訪問や交流の機会の提供を行う。

- ・避難者支援相談員による戸別訪問等
- ・避難者交流センターの運営
- ・各種交流会の開催
- ・支援情報紙の発行
- ・関係団体・行政との連携強化

② 県内避難者こころの寄り添い事業

専門家（精神科医、臨床心理士、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士）による心のケアと生活再建に向けた相談対応等を行う。

- ・専門家による個別訪問や健康相談等
- ・避難者を対象とした講演会の開催
- ・支援者を対象とした研修会等の開催

(3) 県内避難者生活再建支援事業

県内での生活再建を決めた方が行う引越しに要する費用に対して助成する。

- ・上限額 1世帯につき100千円

3 予算額

26,288千円（ 国 14,193千円、 諸 30千円、 $\ominus$ 12,065千円）

国 ：被災者支援総合交付金

（1）被災者用民間賃貸住宅借上事業 11,317千円

報酬、共済費	2,410千円
旅費、需用費	694千円
賃借料等	8,213千円

（2）東日本大震災避難者支援事業 14,471千円

①震災避難者訪問等支援事業 13,270千円

報酬、共済費	9,510千円
旅費、需用費等	3,760千円

②県内避難者こころの寄り添い事業 1,201千円

報償費	790千円
旅費、需用費等	411千円

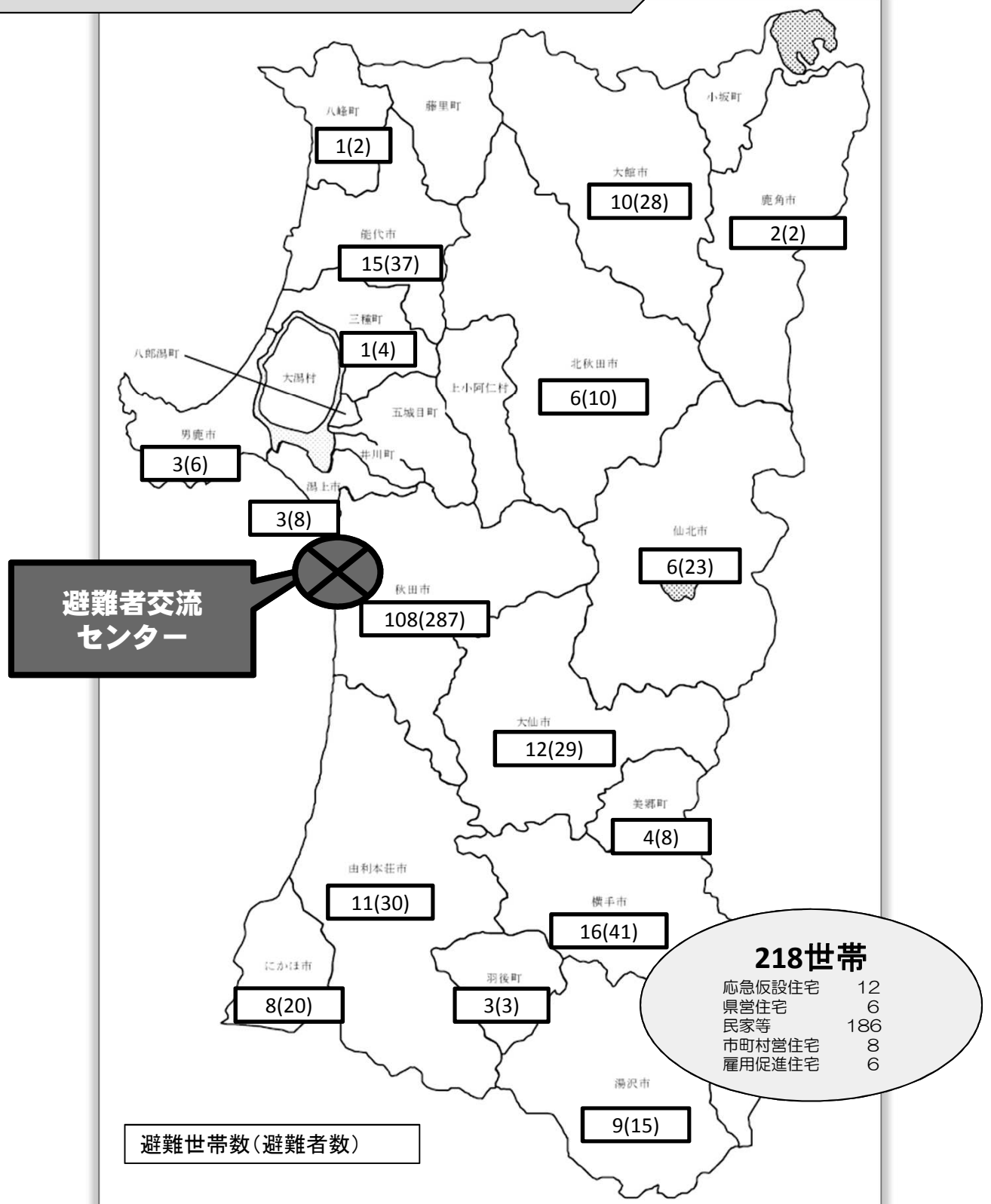
（3）県内避難者生活再建支援事業 500千円

負担金補助及び交付金	500千円
------------	-------

【参考】

避難者数 218世帯 553人

平成31年2月1日現在



岩手県
3世帯4名

宮城県
57世帯110名

福島県
158世帯439名

県・市町村協働の地域づくり推進事業について

市町村課

1 事業目的

人口減少社会下にあっても、必要な住民サービスを確保することができるよう、県と市町村による効果的・効率的な行政システムの構築等を図る。

2 事業内容

(1) 機能合体等推進事業

県と市町村が双方向で政策等の提案を行い、合意形成を図る「秋田県・市町村協働政策会議」の開催等を通じて、市町村との協働・連携の取組を推進する。

(2) 行政運営のあり方等研究事業

① 人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会

市町村での単独処理が困難となることが想定される業務について、県と市町村又は市町村相互の連携による処理に向けた研究を行う。

- ・ 研究中のテーマ 生活排水処理事業の運営、公営住宅の管理運営
水道事業の広域連携、専門職員の人材確保

② 市町村間連携に関する地域連携研究会（新規）

地域課題の解決に向けた市町村間連携を推進するため、県内数地域において、複数の市町村による公共施設の運営、基礎的事務やソフト事業の実施などに取り組む上での課題を抽出し、県と市町村の実務担当者による研究を行う。

③ 広域連携推進補助金

複数の市町村で構成する団体が行う、住民サービスの確保に向けた協議等に要する経費に対して助成する。

- ・ 補助率 県 10 / 10
- ・ 上限額 1 団体につき 300 千円

3 予算額

990 千円 (⊖ 990 千円)

(1) 機能合体等推進事業

67 千円

〔 旅費、使用料等 67 千円 〕

(2) 行政運営のあり方等研究事業

923 千円

〔 旅費、使用料等 223 千円
報償費 100 千円
負担金補助及び交付金 600 千円 〕

県議会議員選挙費について

市町村課

1 事業目的

第19回秋田県議会議員一般選挙に当たり、市町村に対する事務経費の交付や選挙公営、選挙啓発等を実施し、適正な選挙の執行と投票率の向上を図る。

選挙の告示日 平成31年3月29日（金）

選挙期日 平成31年4月 7日（日）

2 事業内容

（1）選挙事務費市町村交付金（市町村執行分）

市町村が行う投票所、開票所及びポスター掲示場の設置等に要する経費を交付する。

（2）選挙公営・事務費（県執行分）

候補者の選挙運動費用の一部を負担するほか、テレビや新聞等による選挙啓発を行う。

3 予算額

455,360千円（⊖455,360千円）

（1）選挙事務費市町村交付金（市町村執行分）

303,461千円

投票所経費	190,225千円
期日前投票所・開票所経費	79,853千円
ポスター掲示場費	12,376千円
事務費（人件費、郵送費等）	21,007千円

（2）選挙公営・事務費（県執行分）

151,899千円

ポスター・ビラ作成費	82,368千円
選挙運動用葉書郵送料	34,224千円
選挙運動用自動車費	22,269千円
事務費（人件費、選挙啓発費、郵送費等）	13,038千円

（参考）前回予算額との比較

（単位：千円）

	前 回	今回（H30+H31）	今回－前回
市町村執行分	451,727	469,317	17,590
県執行分	168,196	180,656	12,460
計	619,923	649,973	30,050

参議院議員選挙費について

市町村課

1 事業目的

第25回参議院議員通常選挙に当たり、市町村に対する事務経費の交付や選挙公営、選挙啓発等を実施し、適正な選挙の執行と投票率の向上を図る。

2 事業内容

(1) 選挙事務費市町村交付金（市町村執行分）

市町村が行う投票所、開票所及びポスター掲示場の設置等に要する経費を交付する。

(2) 選挙公営・事務費（県執行分）

候補者の選挙運動費用の一部を負担するほか、テレビや新聞等による選挙啓発を行う。

3 予算額

677, 697千円（国677, 697千円）

(1) 選挙事務費市町村交付金（市町村執行分）

563, 736千円

投票所経費	198, 504千円
期日前投票所・開票所経費	179, 938千円
ポスター掲示場費	70, 544千円
事務費（人件費、郵送費等）	114, 750千円

(2) 選挙公営・事務費（県執行分）

113, 961千円

新聞広告費	12, 232千円
政見放送費	34, 561千円
ポスター・ビラ作成費等	22, 046千円
事務費（人件費、選挙公報発行費、投票 用紙印刷費、選挙啓発費等）	45, 122千円

（参考）前回予算額との比較

（単位：千円）

	前 回	今 回	今回－前回
予算額	672, 195	677, 697	5, 502

一人1台パソコン整備事業について

情報企画課

1 事業目的

一般職員が使用している事務用パソコンの賃貸借契約期間が平成31年8月末日で終了することから、新たな調達を行うとともに、現業職員、非常勤・臨時職員用のパソコンとして、現在一般職員が使用している事務用パソコンの再借上げを行う。

2 事業内容

次のとおりパソコンを調達するほか、これらの調達に合わせて、平成32年1月にサポートが終了するOS（Windows7）のWindows10への更新や、平成32年度中にサポートが終了するMicrosoft Office 2010に代わるJUST Office 4の導入を行う。

（1）調達方法

- ・新規調達 4,290台（一般競争入札）
- ・再借上げ 1,410台（随意契約）

（2）調達の内訳

区 分		一 般 職 員	現業職員、非常勤・臨時職員
ハードウェア (総数5,700台)		○ 新規調達 デスクトップ型 4,250台 貸出用タブレット型 40台	○ 現在一般職員が使用している事務用パソコンの再借上げ ノート型 1,410台
ソフトウェア	OS	○ Windows 10 Pro	○ Windows 10 Pro
	アプリケーション	○ JUST Office 4 (ライセンス新規調達)	○ JUST Office 4 (ライセンス新規調達)
備 考		○ 前回調達総数から300台削減している。 ○ デスクトップ型を採用し、ディスプレイの大型化による高い視認性と十分な作業領域を確保することにより、業務効率の向上を図る。 ○ Microsoft Officeと比較して単価が約1/3となるJUST Officeを採用することにより、経費の削減を図る。	

（3）契約期間

平成31年9月1日～平成36年8月31日（長期継続契約）

（4）スケジュール

契約締結 平成31年3月下旬

導入時期 平成31年6月～8月末（順次）

3 予算額

111,369千円（ $\ominus$ 111,369千円）

賃借料	100,156千円
委託料	8,194千円
需用費等	3,019千円

秋田 I C T 戦略事業について

情報企画課

1 事業目的

I C T や A I 等の先進技術を活用して、地域課題の解決と、生産性の向上や新製品の開発による県内産業の振興を図るとともに、それらを行政事務に導入することにより、庁内業務の効率化を推進する。

2 事業内容

(1) 秋田 I C T 戦略事業

- ・「秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム」において、先進技術に関するセミナーの開催や各種情報の提供等を行う。
- ・先進技術の展示・マッチングの場となる秋田 I C T フェアを開催し、広く県民の理解を深めるとともに、県内産業への導入促進を図る。

(2) I C T を活用した庁内業務効率化事業（新規）

- ・ソフトウェア型ロボット（R P A）の導入により、職員が行うパソコン上の作業の自動化を図る。
- ・庁内で行われる会議や講演等の議事録の作成について、人工知能（A I）によって音声から書き起こし、業務の省力化を図る。
- ・県民や庁内からの問合せ対応や、県民意識調査等の分析による政策立案等への A I の活用について、研究を進める。

3 予算額

12, 179 千円 (⊖ 12, 179 千円)

(1) 秋田 I C T 戦略事業

2, 788 千円

委託料	1, 799 千円
報償費、旅費、需用費	989 千円

(2) I C T を活用した庁内業務効率化事業

9, 391 千円

委託料	8, 429 千円
使用料、旅費等	962 千円

【参考】

1 ソフトウェア型ロボット（RPA）の導入について

（１）人がキーボードやマウスを使って行う次のような作業を自動化

- ・データの入力やコピー
- ・メールの送信
- ・Webサイトの検索、インターネットからの情報収集
- ・印刷

（２）RPA導入によるメリット

- ・作業時間の削減
- ・業務のスピードアップ
- ・人為ミスの削減



（３）導入予定業務

① 物品調達システム（予定価格算出業務） … 総務事務センター

各所属の職員がシステムに入力した物品調達について、総務事務センターにおいてインターネット上でカタログサイトを検索し、価格の妥当性をチェックする。

② 建設業システム（申請書入力業務） … 建設政策課

県内の建設業者から提出される申請書（紙）をスキャナで読み取り、建設業システムにデータを入力し、結果を印刷する。

2 AIを活用した議事録作成支援について

- ・庁内では、審議会、委員会等の様々な会議や講演会が開催されており、議事録作成に要する時間は、年間約2,000時間となっている。
- ・音声データを自動でテキスト変換することで、作業を省力化することができる。

自治体クラウド推進事業について（新規）

情報企画課

1 事業目的

市町村の業務負担の軽減を図るため、各市町村で運用している住民系、税務系、福祉系、年金系などの情報システムを、外部のデータセンターで管理・運営し、複数の市町村が共同で利用する取組（自治体クラウド）の導入を促進する。

2 事業内容

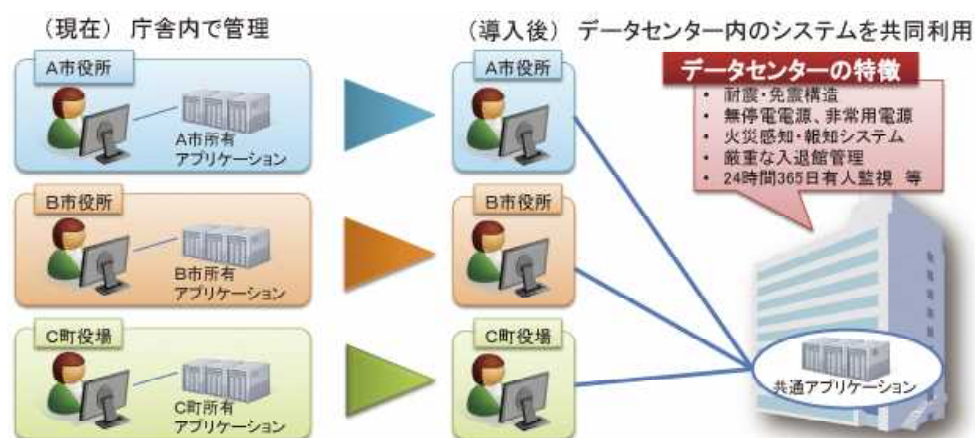
自治体クラウドの導入に向けて、情報システムや行政事務の標準化・共通化を進める際に発生する課題について、県と市町村が協働で検討を行う。

- ・市町村の情報システムや行政事務の状況調査
- ・情報システムや行政事務の標準化・共通化に係る課題の抽出、整理、検討
- ・自治体クラウド推進協議会（仮称）の設立

3 予算額

2,606千円（ $\ominus$ 2,606千円）

旅費、需用費	484千円
委託料	1,980千円
使用料	142千円



平成31年度に実施する主な統計調査について

調査統計課

1 経済センサス基礎調査（経済センサス費）

（1）調査目的

事業所及び企業の基本的な経済活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所・企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにする。

（2）調査時期・対象

- ・時期 平成31年6月～翌年3月
- ・対象 全事業所（農林漁業の個人事業所等を除く約51,000事業所）

（3）予算額

28,550千円（ $\oplus$ 28,535千円、 $\ominus$ 15千円）

2 全国家計構造調査（全国消費実態調査費）

（1）調査目的

家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにする。

（2）調査時期・対象

- ・時期 平成31年10月～11月
- ・対象 県内全13市、三種町、美郷町（計1,325世帯）

（3）予算額

35,849千円（ $\oplus$ 35,834千円、 $\ominus$ 15千円）

3 2020年農林業センサス（農林業センサス費）

（1）調査目的

我が国の農林業の生産構造・就業構造等の実態や農山村地域の現状を把握することにより、農林業に関する基礎資料を整備する。

（2）調査時期・対象等

- ・基準日 平成32年2月1日
- ・対象 農林業経営体（約39,700経営体）

（3）予算額

113,196千円（ $\oplus$ 113,181千円、 $\ominus$ 15千円）

平成31年度に実施する統計調査等

調 査 統 計 課

番号	調 査 名	目 的	調査時期	調 査 対 象 等	調査結果の活用方法
1	経 済 セ ン サ ス 基 礎 調 査	事業所・企業の産業、従業員規模等の基本的構造を明らかにする。	5 年 ご と 6～3月	全事業所（農林漁業の個人事業所、家事サービス業、外国公務の事業所除く）	・ 母集団データベース等の基礎資料 ・ 経済、雇用政策立案の資料 ・ 国民経済計算、白書等の資料
2	全国家計構造調査	家計の消費、所得、資産、負債を把握し、世帯の所得分布、消費水準等を明らかにする。	5 年 ご と 10～11月	県内全13市、三種町、美郷町 1,325世帯	・ 国や地方公共団体における各種政策の企画・立案のための基礎資料
3	2 0 2 0 年 農 林 業 セ ン サ ス	農林業の生産構造、就業構造を明らかにし、農山村の実態を把握する。	5 年 ご と 2月1日	農林業経営体（約39,700経営体）	・ 農林業行政諸施策の基礎資料 ・ 地方交付税算出のための資料 ・ 大学等での研究分析の資料
4	国 勢 調 査 第 3 次 試 験 調 査	2020年国勢調査に先立ち、調査方法等を実地に検討し、調査実施事務の準備を行う。	5 年 ご と 6月13日	統計局の示す調査区候補の中から、秋田市が選定する10調査区に居住する者	・ 2020年国勢調査実施事務の参考
5	国 勢 調 査 調 査 区 設 定	2020年国勢調査の実施に当たり、調査員の担当区域を明確にする。	5 年 ご と 10月1日	全市町村の基本単位区及び調査区	・ 調査結果の集計及び各種統計調査実施の際の基礎資料
6	工 業 統 計 調 査	工業の実態を明らかにし、諸施策の基礎資料を得る。	毎 年 6月1日	製造業に属する従業員4人以上の事業所 約2,000事業所	・ 製造業、中小企業の振興策 ・ 経済白書、中小企業白書 ・ 鉱工業生産指数の基礎資料
7	商業動態統計調査	商業を営む事業所の販売活動の動向を明らかにし、諸施策の基礎資料を得る。	毎 月	約140事業所	・ 商業事業所の販売活動等の動向把握 ・ 国民経済計算 ・ 景気対策等の基礎資料
8	経済産業省生産動態統計調査 (工業動態統計調査)	鉱工業生産活動の動向を明らかにし、諸施策の基礎資料を得る。	毎 月	国指定の鉱産物、工業品を生産する事業所（延べ70事業所）	・ 国民経済計算 ・ 景気対策等の基礎資料 ・ 鉱工業生産指数の基礎資料
9	学 校 基 本 調 査	学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得る。	毎 年 5月1日	小・中・高等学校、幼稚園、認定こども園、特別支援学校、専修学校、各種学校（約520校）、市町村教委	・ 学校の設置等教育行政施策の基礎資料 ・ 地方交付税算出のための資料
10	学校保健統計調査	児童・生徒及び幼児の発育、健康状態を明らかにする。	毎 年 4～6月	小・中・高等学校、幼稚園及び認定こども園（約150校）	・ 学校保健行政施策の基礎資料
11	労 働 力 調 査	完全失業率など国全体の雇用・失業の実態を明らかにし、景気判断や雇用対策等の基礎資料を得る。	毎 月	約400世帯	・ 完全失業率等の指標により雇用情勢の動向を明らかにする基礎資料 ・ 政府が毎月発表する月例経済報告の基礎資料

番号	調 査 名	目 的	調査時期	調 査 対 象 等	調査結果の活用方法
12	毎月勤労統計調査	雇用、給与及び労働時間について、毎月の動向を明らかにし、諸施策の基礎資料を得る。	毎 月	常用雇用者数別 ・第1種(30人以上) 約260事業所 ・第2種(5～29人) 約240事業所	・厚生労働省における失業給付や休業補償の額の算定 ・秋田県景気動向指数や各種機関の賃金・労働時間等の動向把握 など
	特 別 調 査		毎 年 7月31日	・常用労働者1～4人 約500事業所	
13	小売物価統計調査	商品小売価格、サービス料金、家賃及び宿泊料を調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得る。	毎 月	・価格調査 (秋田市、湯沢市の約270店舗) ・家賃調査 (約4,350世帯) ・宿泊料調査 (3ホテル)	・消費生活に関する経済施策の重要な基礎資料 ・日銀金融政策の判断材料 ・賃金、家賃や公共料金改定の際の参考 など
14	家 計 調 査	世帯の家計収支の実態を把握し、経済施策等の基礎資料を得る。	毎 月	・二人以上の世帯 秋田(96)、大館(24) ・単身世帯 秋田(8)、大館(2)	・我が国の景気動向の把握 ・経済、社会政策の基礎資料
15	秋 田 県 年 齢 別 人 口 流 動 調 査	本県の年齢別・男女別人口及び世帯の移動状況を明らかにし、諸施策の基礎資料を得る。	毎 月	市町村	・人口減対策など各種施策の基礎資料
16	秋 田 県 人 口 移 動 理 由 実 態 調 査	人口移動の理由について、実態を把握し、諸施策の基礎資料を得る。	毎 月	転出入者 (県内移動を除く)	・人口減対策など各種施策の基礎資料
17	秋 田 県 鉱工業生産指数 作 成 調 査	本県の鉱工業の生産動向を明らかにし、諸施策の基礎資料を得る。	毎 月	鉱工業総合136品目、電力・ガス事業2品目を生産する主な事業所(延べ218事業所)	・秋田県景気動向指数、日銀「企業短期経済観測調査」などの各種景気動向の分析資料等
18	秋 田 県 県 民 経 済 計 算 (平成29年度)	県内の経済活動を定量的に明らかにする。	毎 年 度	生産、分配、支出の三面から捉えた県経済の規模、構造、成長率、所得水準等	・県経済の分析や諸施策立案の基礎資料
19	秋 田 県 市 町 村 民 経 済 計 算 (平成29年度)	市町村の経済活動を定量的に明らかにする。	毎 年 度	市町村の経済規模、構造、成長率、所得水準等	・市町村経済の分析や諸施策立案の基礎資料
20	秋 田 県 景 気 動 向 指 数	県内景気の現状を把握する。	毎 月	県内景気動向に関連する21の指標	・県内景気の状態について判断するための基礎資料

※ 国の委託を受けて実施する調査：番号1～14
 県が単独で実施する調査：番号15～20

在外県人会活動支援事業について

国際課

1 事業目的

南米に移住した本県出身者との絆を深めるため、現地の在外県人会が実施する広報事業等の活動を支援するとともに、ブラジル秋田県人会館の情報発信機能等の強化を図る。

2 事業内容

(1) 在外県人会活動費補助金

ブラジル秋田県人会、アマゾン地域秋田県人会、在亜秋田千秋会、ピラポ県人会が実施する本県の広報事業等に要する経費に対して助成する。

- ・助成対象 総会や幹事会等の開催、会報の発行、現地イベント等での秋田県のPR、秋田県への研修生の募集・推薦等

(2) ブラジル秋田県人会館活用情報発信事業

県人会における若い世代に対する秋田の工芸品や民謡等の伝統芸能など、文化の継承やブラジルにおける本県の情報発信機能の強化を図るため、県人会館の整備に要する経費に対して助成する。

- ・整備概要 情報発信イベントや若い世代の活動拠点としての小ホール、秋田の伝統工芸品等の展示棚や紹介スペースの整備等

3 予算額

6,668千円(⊖6,668千円)

(1) 在外県人会活動費補助金

1,610千円

役務費	28千円
負担金補助及び交付金	1,582千円

(2) ブラジル秋田県人会館活用情報発信事業

5,058千円

需用費等	58千円
負担金補助及び交付金	5,000千円

大連市交流推進事業について（新規）

国際課

1 事業目的

平成30年8月に観光交流に関する覚書を締結した中国大連市との包括協定の締結を目指して、訪問団の派遣や受入れを行い、同市との交流を推進する。

2 事業内容

大連市との青少年交流や教育、医療、経済分野など多岐にわたる分野における交流の拡大を図るため、包括協定の締結を目指し、知事等の訪問団を派遣する。

また、大連市政府等の訪問団を本県に受け入れ、関係機関等の視察や交流推進に向けた意見交換を実施する。

・訪問予定時期 平成31年5月下旬

・訪問予定者 知事、県関係者等

3 予算額

6,590千円（ $\ominus$ 6,590千円）

旅費、需用費等	2,230千円
委託料	4,360千円

外国人支援ネットワーク構築事業について

国際課

1 事業目的

外国人が暮らしやすい多文化共生社会の実現に向けて、関係機関等と連携しながら、外国人の生活相談等の支援体制の拡充を図る。

2 事業内容

(公財) 秋田県国際交流協会内に設置している「秋田県外国人相談センター」において、生活全般に関わる相談対応を行うほか、新たな専門相談員の配置等により在留手続きや雇用等の相談体制を強化する。

また、大規模な災害に備えるため、在住外国人や関係機関等と連携して、外国人支援のためのネットワークづくりを進める。

- ① 外国人相談センターの運営 (拡充)
 - ・ 相談専用電話の設置
 - ・ 専門相談員の新規配置
- ② 県内各地域における相談体制の構築
 - ・ 地域外国人相談員との連携
 - ・ 連絡会議の開催
- ③ 外国人支援のためのネットワークづくり (新規)
 - ・ 災害時外国人支援情報コーディネーターの配置
 - ・ 多文化共生への理解促進のためのセミナー開催
 - ・ 防災意識啓発カードの作成等

3 予算額

4, 759千円 (⊕ 1, 644千円、⊖ 3, 115千円)

⊕：外国人受入環境整備交付金

(委託料 4, 759千円)

「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部 を改正する条例案」について（議案第63号）

市町村課

1 改正理由

知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため、経由事務に建築基準法の規定による建築物の建蔽率の特例の許可に係る申請の受理等の事務を加える必要がある。

2 改正内容

（1）経由事務に次の事務を加えることとする。

- ① 医療法施行規則第9条の15の2の規定による医師の宿直の免除に係る認定の申請の受理（別表第85第10号関係）
- ② 建築基準法第53条第5項の規定による建築物の建蔽率の特例の許可の申請の受理（別表第85第26号～第28号関係）
- ③ 建築基準法第87条の2第1項の規定による全体計画（※1）の認定等の申請の受理（別表第85第26号～第28号関係）
- ④ 建築基準法第87条の3第3項、第5項及び第6項の規定による災害救助用建築物等（※2）として使用することの許可の申請の受理（別表第85第26号～第28号関係）

（2）その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行することとする。ただし、2（1）①は、平成31年4月1日から施行することとする。

（参考）

※1 全体計画

- ・既存の建物の使用目的を変更するに当たり、変更後の建物に適用される基準（防火性能、建蔽率等）に、段階的に適合させていくための工事を行う計画をいう。

※2 災害救助用建築物等

- ・災害発生時に既存の建物の使用目的を変更して、住宅・病院など災害救助の用途や、学校・集会所など公益上の用途に、一時的に使用する建築物等をいう。

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新				旧			
別表第八十五（第十三条関係）				別表第八十五（第十三条関係）			
経	由	事	務	経	由	事	務
一〇九 略	略	略	略	一〇九 略	略	略	略
十 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下この号において「法」という。）、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法（以下この号において「旧法」という。）、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この号において「令」という。）及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの				十 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下この号において「法」という。）、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法（以下この号において「旧法」という。）、及び医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この号において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの			
(一) 略				(一) 略			
(二) 医療法施行規則第九条の十五の二の規定による医師の宿直の免除に係る認定の申請の受理				(二) 事務のうち、次に掲げるもの			
十一 略				十一 略			
二十六 建築基準法（以下この号において「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの				二十六 建築基準法（以下この号において「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの			
(一) 法第六条第一項及び第十八条第二項（これらの規定を法第八十七条第一項、第八十				(一) 法第六条第一項及び第十八条第二項（これらの規定を法第八十七条第一項、第八十			

七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請及び建築物に関する計画の通知の受理 (二) 法第七条の六第一項第一号及び第二号並びに第十八条第二十四項第一号及び第二号（これらの規定を法第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請の受理 (三) 略 (四) 法第五十三条第四項及び第五項の規定による建築物の建蔽率の特例の許可の申請の受理 (五) 法第五十三条第六項第三号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理 (六) 略 (七) 法第八十六条の八第一項及び第三項（法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに第八十七条の二第一項の規定による全体計画の認定等の申請の受理 (八) 法第八十七条の三第三項、第五項及び第六項の規定による災害救助用建築物等として使用することの許可の申請の受理 (九) 略 二十七 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、前号(一)、(二)及び(四)から(八)までに掲げるもの（同号(一)、(四)、(六)（同法第八	略
---	---

七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請及び建築物に関する計画の通知の受理 (二) 法第七条の六第一項第一号及び第二号並びに第十八条第二十四項第一号及び第二号（これらの規定を法第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請の受理 (三) 略 (四) 法第五十三条第四項 の規定による建築物の建蔽率の特例の許可の申請の受理 (五) 法第五十三条第五項第三号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請の受理 (六) 略 (七) 法第八十六条の八第一項及び第三項 の規定による全体計画の認定等の申請の受理 (八) 略 二十七 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、前号(一)、(二)及び(四)から(八)までに掲げるもの（同号(一)、(四)、(六)	略
--	---

十五条第六項の規定による許可の申請に係るものを除く。）、(七)、(八)、(九)、(十)、(十一)（同法第八十七条の三第六項の規定による許可の申請に係るものを除く。）及び(十二)に掲げる事務にあつては、同令第四百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。	二十八 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、第二十六号(一)、(二)及び(四)から(十二)までに掲げるもの（同号(一)、(四)から(六)まで、(七)（同法第五十二条第十四項（同項第二号に該当する場合に限る。）の規定による許可の申請に係るものに限る。）、(八)、(九)、(十)（同法第六十八条第三項第二号の規定による許可の申請に係るものに限る。）、(十一)、(十二)（同法第八十五条第六項の規定による許可の申請に係るものを除く。）、(十三)、(十四)、(十五)、(十六)（同法第八十七条の三第六項の規定による許可の申請に係るものを除く。）及び(十七)に掲げる事務にあつては、同令第四百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。）
	略

、(七)、(八)、(九)、(十) 及び(十一)に掲げる事務にあつては、同令第四百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。	二十八 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、第二十六号(一)、(二)及び(四)から(十二)までに掲げるもの（同号(一)、(四)から(六)まで、(七)（同法第五十二条第十四項（同項第二号に該当する場合に限る。）の規定による許可の申請に係るものに限る。）、(八)、(九)、(十)（同法第六十八条第三項第二号の規定による許可の申請に係るものに限る。）、(十一)から(十二)まで 、(十三)、(十四)、(十五)、(十六) 及び(十七)に掲げる事務にあつては、同令第四百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。）
	略